

告 示

埼玉県告示第千三十九号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（GNSS測量）

二 作業地域

さいたま市（北区、大宮区、浦和区、南区）、熊谷市、本庄市、鴻巣市、深谷市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、児玉郡上里町

三 作業期間

令和四年十月十七日から令和五年二月二十八日まで